

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

令和4年3月14日（月曜日）

## 経済建設委員会

日時 令和4年3月14日（月曜日）午前9時00分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 産業振興部、建設部

第7号議案

「質疑・討論・採決」

第8号議案

「質疑・討論・採決」

第9号議案

「質疑・討論・採決」

第10号議案

「質疑・討論・採決」

第53号議案

「質疑・討論・採決」

第54号議案

「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長 齊藤竜也

副委員長 鈴木長良

委員 小林秀徳

柴田賢治郎

小野田直美

滝川健司

議長 長田共永

欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

産業振興部、建設部の副課長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 林 治雄

議事調査課長 阿部和弘

書記 大場隆佑

開 会 午前9時00分

○齊藤竜也委員長 ただいまから、経済建設委員会を開会します。

本日は、10日の本会議において、本委員会に付託されました第7号議案から第10号議案まで、第53号議案及び第54号議案の6議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第7号議案 新都市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○齊藤竜也委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 この報酬アップなんです、理由として国の要綱が改正されたので、それに合わせてというような御説明を頂いたと思います。

そこで、そもそもなぜ国が報酬アップしたのかというところを聞きたいと思います。

例えば、仕事自体が増したのかとか、なり手不足のために報酬アップせざるを得なかったのか、もしくは、ほかの委員会等に合わせたのか。このなぜというところを教えてください。

○齊藤竜也委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 報酬アップの理由ということでもありますけども、国の要綱が改正されましたのは、担い手、国の農地の集積を担い手80%集積するという目標を掲げておりますけれども、それがなかなか加速化されないということから、農地の集積・集約化を加速化させるために、農業委員会の活動を活発化させるということで、報酬が1,000円アップされております。

活発化というのは、これまで、人農地プランというのがあるわけですがけれども、それに農業委員、推進委員の関わりが薄かったというところがあります。

それを農業委員、推進委員が主体的に担っていくということから、要綱改正がされております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 経緯のほうは国の要綱改正ということですけども、1,000円というのはどういった根拠なのか、国が定めたから、それに従っているだけだとは思いますが。

何を根拠に1,000円アップすれば、今言った目的が果たせるのかがいまいよく分からないのですけれども、その辺についてはどういう見解でしょう。

○齊藤竜也委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 1,000円の根拠については、私はちょっと分かりかねます。

○滝川健司委員 分からなければいいですが、今言われた要綱の改正で担い手不足だとか集積して、そういった農業を活性化させようということなのですから、それが1,000円でどこまで達成できるかなというのが疑問に思っていたのでお伺いしました。分からなければいいです。とりあえず1,000円上がるということで、農業委員ともう一人のほう、それから、これが1,000円上がることによって、これまでの活動状況でいくと、どの程度の負担が増えるのか、その辺はどうでしょう。

これまで、ずっと6,000円でやってきたけど、7,000円になると当然1,000円上がるでしょう。ということは、今までの支払い状況からすると、1回あたり1,000円上がると。それがどの程度アップになるのか、どの程度支払いに影響するのかトータルで、ざくっといいです。

○齊藤竜也委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 月額が7,000円以内ということですので、委員が29名おりますが、29名全員が1,000円アップの対象となる活動

を皆さんがしていただければ、月額2万9,000円の12か月分ということになりますが、あくまでも7,000円というのは上限ですので、活動の種類によっては6,000円になったり6,500円となったたりというふうになりますので、最高で2万9,000円かける12か月ということになります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 6,500円になったり7,000円ということですがけれども、これは半日とか2時間程度とかそんなような仕分けはあるのですか。

○齊藤竜也委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 そういった時間によるというわけではなくて、具体的な活動というのがア、イ、ウと3つあるわけですが、まず、実質化された人農地プランに関わる活動。この活動に関わる活動を行った場合には、最高7,000円ということになります。

ただそれが、次にイ、担い手への集積集約化の推進活動、要は人農地プランに関わらない、基づかない集積活動とか、それから、ウ、遊休農地の発生防止解消活動というのがあるわけですが、このイとウのみの活動でいくと、6,500円になったり6,000円になったりということになってきます。

以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 新城市湯谷園地の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○齊藤竜也委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 今回の改正は1日1回というような文言を追加するということでした。ということは、今まで例えばそのあたりははっきりしなかったということは、そこに車を止めて、例えばキャンピングカーで1泊2日しても1日分の料金だったから、その辺を改めるとか、なにか問題があったからこのような表記を入れたと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今まで1泊2日で泊まれるということはありませんでしたが、同日にデイキャンプに入られるのが2回というのはまず想定しがたいのですけれども、条例のほうには1日1回というような形にさせていただいております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 今までなかったということなのですが、ということは例えば先ほど言ったように日をまたいで、そこに軽キャンとか停めて利用するというようなことであれば、2日分というか2回分を徴収するという形になるのでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 施設は常に施錠がしてあるわけなのですが、開錠するのが8時30分から5時までということになっているので、そのようなことは想定しておりません。

以上です。

○齊藤竜也委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、5時になったら、車は基本出ていってもらって停められないというような状態になっている、するということですね。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 そのとおりです。地域からの要望もありまして、地域のほうからはデイキャンプでもかなり迷惑をしているところがあるので、そのあたりは地域に迷惑がかからないようにしっかり管理のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 地域の人に迷惑がかかっているということだったらいし方ないと思うのですが、今、軽自動車をキャンピングカー仕様にして、いろいろなところを回るといっても時代のはやりの状態ですので、そういった対応もされたらどうかなと思うのですが、それは意見として言わせてもらいます。

それともう一つですが、今までは有料という看板が出ているときは有料で、係員がいないときは料金を箱に入れるというシステムだったのかどうか、そこをお聞きします。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今までは料金箱を置かずに、料金を徴収するとき以外は、自由に入入りしていただける状況になっております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、この区切られている夏場とかゴールデンウィーク期間中は係員がいて、その人に料金をお渡しするというような形になっているし、これからもするということでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑ありませんか。  
滝川委員。

○滝川健司委員 大体分かりました。今までは人がいないときは自由ということでした。去年、あそこである人と待ち合わせして、「あそこ広いからいい」って入ろうとしたら閉鎖されていたのですよね。しばらく閉鎖されていた期間があった。その辺はどうなっていたのですか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 コロナの間はもうずっと閉鎖していたので、昨年度に限ってはかなりの期間、閉鎖という状況でした。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 分かりました。今回1日1回500円と1,000円、さくらまつりなんかは普通車500円だけど、ここは1,000円というのは割高なような気もするのですが、それはいいとして、ゴールデンウィークと夏休み期間だけ、それ以外は基本的に今の答弁だと自由に止められると解釈しておきますが、徴収方法もさっき言われたように係員がこの期間いると、それ以外は基本的にいないというか無料という解釈だと思います。

これは議案から外れるかもしれませんが、この徴収した駐車料金ほどのように利用されるのでしょうか。その管理組合の収入なのか、指定管理的な部分での収入扱いなのか、その辺はいかがですか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 令和4年度は新城市で直接運営させていただくので、市の収入にさせていただきます予定になっております。

○滝川健司委員 市の収入になるけれど、その係員は市の職員ですか。地元的美谷組合とか。その人の人件費は、駐車場料金から払うのか、そこへ指定管理で委託して料金だけはもらうのか、その辺はどういう扱いでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 料金徴収の業務はシルバー人材センターをお願いをして、シルバーの方に料金徴収していただいて、市のほうへ収入として入れていただくという形になります。

○齊藤竜也委員長 滝川議員。

○滝川健司委員 そうすると、シルバーさんの人件費はシルバー人材センターへ、この駐車場料金徴収業務を市が委託発注するという形になりますよね。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、滝川委員がおっしゃったとおり、市のほうから業務を委託して料金徴収を行っていただきます。

○齊藤竜也委員長 滝川議員。

○滝川健司委員 再度申しますけれど、料金を取るということは当然管理責任というか、そこでトラブルがあった場合のセキュリティ、防犯対策とか、料金を取らないときは何かあっても難しいかもしれませんが、そこで何かあった場合の防犯カメラとかセキュリティ対策はきちんとしていますか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今までも防犯カメラ等の設置はなく、トラブルがあれば指定管理をお願いしていたところから連絡があって、市も警察も駆けつけて対応しておりました。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 トラブルが過去にもあった、要するに車上荒らしみたいなケースがあった場合に、その辺の対応とかそういったことが起きないようにする態勢、あるいは防犯カメラがあれば防げるようなことかと思ったのですが、そういったことは予定していない、考えていない。市が料金収入を取るということは市に管理責任が発生しないような仕組みができていいのか、その辺だけ確認したかったのですが。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 申し訳ございません。車上狙い等は料金を取る時が車両が多いわけで、そのときには常に2名、もしくは警備、車両の誘導等をする方もいるので、なかなかそういう問題はなかったのですが、路上駐車だとか園内でお酒を飲んでいる方たちがけんかしたりだとか、そういうような問題だと思ってちょっとお答えさせていただきました。

以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第9号議案 新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○齊藤竜也委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 そもそもなんですけど、今回、値下げされたわけなのですが、なぜ愛知県は今回値下げをしてきたのかということをお聞かせください。

○齊藤竜也委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 今回の料金の改正につ

きましては、愛知県も道路占用料条例を改正しております。

そちらの主な原因としましては、道路占用料、こちらの算定につきまして、土地の価格、それから、使用料率、占用面積ということで、乗じて算出しているわけですが、今回そちらの土地の価格のほうが下落傾向ということで下げたということになっております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 分かりました。土地の価格が下落してきたものだから、一律にそれに合わせて下げるということですね。

もう一つお伺いしたいのが、突出看板用もここに載っていたのかな。新城市の場合、そのような看板をしているところがあるのかどうか、分かったら教えてください。

○齊藤竜也委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 すみません。そちらにつきまして手持ちで資料がないので、後ほどお答えさせていただきます。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 この条例改正によって、全体でどの程度使用料は下がる見込みですか。

○齊藤竜也委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 占用料につきましての差額になりますけれども、道路占用料で約12%減となりまして、大体146万円。

それから公共用物使用料ということで、差額としまして4万2,000円ぐらいです。

以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第10号議案 新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 地区計画内の、要件緩和ということで、1万平米以上が可能になるということですが、そういった計画があるのですか。そのようなニュアンスがあったんですけど。

実際、それだけの規模の建物といたらピアゴぐらいしかないのかなと思うのですが、それだけのためにわざわざ変えたのか、現状ピアゴがどの程度の面積なのか、増床という増床する余地があるのか、その辺、含めて願います。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 現在、早急にあるというわけではないのですが、この的場線及び151号を商業のにぎわいを創出するという事で、マスタープランに位置づけておりますので、その中で新城市唯一の複合型の総合施設も、あのような施設も大切でありますので、その中で今後そういう施設であれば今の面積で十分なのか、また営業をやっていく傾向の中でどういう考えをされておられるのかというのを一応聞き取り調査も行った中で、今のままだと手狭だということでありますので、今後、複合施設が営業していくに当た

りまして、その面で緩和をさせていただくということでございます。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 聞き取りで手狭であるという状況ですが、それは特定の企業の便宜を図っているという解釈ではなくて、地区全体の商業化と活性化のためということで理解しておきます。

現状の土地の利用状況から見て可能性はあるのでしょうか。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 聞き取りの中ではもう1.5倍は施設を運営していくためには必要であるであろうということになりました。

ピアゴさんに限らず、そういう施設が来た場合、ピアゴが移るときも買い物難民とかありましたので、ああいう施設にはいていただきたいということから、そういう緩和をしていくものでございます。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第53号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑を入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第53号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第54号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑を入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 資料のほうを頂いて、平井地区は今回とは関係ないですけども、両方頂きました。

石田地区で予定区間緑色の部分が多いのですけども、青の部分はもう整備済みということで、このグレーと黒の部分はどういう意味でしょうか。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 グレーの部分につきましては、狹隘道路以外、市の土木課で整備した道路でありまして、黒の部分につきましては、民間の開発によって整備して、位置指定だったかは不明ですけど、民間の整備になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 基本的に狹隘道路整備ということで、なかなかあの地区に入っていく機会がないのですが、通ってみる限りは狭いなという感じです。整備済みのところは幅員4メートルと解釈していいのですか。



○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 基本は5メートルで整備するのですが、家が動かないように4メートルで整備した部分も一部あります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 では、基本的には5メートルだけ一部4メートルもある、最低でも道路が後退は発生しないような幅員で整備していく。そうするとまだまだ時間がかかりそうだし、既に密集している家があるとなかなか難しいかとは思いますが、その辺、4年度以降と書いてあるので、今回の議案とは関係ないけど、そこまで聞いていいのかなと思いつつ聞いていますけど、まだまだ時間がかかりそうということですよ。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 計画してあるグリーンの部分については、一応期間が3年以内ぐらいだったと思いますが、はっきり記憶がないもので申し訳ございません。

○齊藤竜也委員 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第54号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと

思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。

閉 会 午前9時27分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 齊藤竜也